

**団体定期保険  
こども災害割増特約条項**

**アクサ生命保険株式会社**



## 団体定期保険こども災害割増特約条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、この特約の被保険者が不慮の事故によって死亡または所定の高度障害状態になった場合に、災害保険金または災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

### (特約の締結および責任開始期)

第1条 保険契約者は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際、主契約に団体定期保険災害割増特約（以下「災害割増特約」といいます。）および団体定期保険こども特約（以下「こども特約」といいます。）が付加されている場合に、この特約を主契約に付加することを要し、またその場合に限り、付加することができるものとします。

2. この特約を主契約に付加した場合には、こども特約の被保険者は、すべてこの特約の被保険者となります。
3. この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

### (特約の保険期間および保険料の払込)

第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2. 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向かって解約されたものとみなします。

### (特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

### (特約の復活)

第4条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約、災害割増特約およびこども特約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(災害保険金の支払)

第5条 当社は、この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合に、その被保険者について定められた額の災害保険金をこども特約の特約死亡保険金受取人に支払います。

- (1) その被保険者についてのこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき
- (2) その被保険者についてのこの特約の責任開始期以後に発病した別表3に定める感染症（以下「感染症」といいます。）を直接の原因として死亡したとき

(災害高度障害保険金の支払)

第6条 会社は、この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合に、その被保険者について定められた災害保険金額と同額の災害高度障害保険金をその被保険者（災害保険金の受取人が保険契約者の場合には、保険契約者）に支払います。

- (1) その被保険者についてのこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、その被保険者についてのこの特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) その被保険者についてのこの特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害状態に該当したとき。この場合、その被保険者についてのこの特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発病した感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

2. 前条の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、この特約の同一の被保険者について、災害高度障害保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

(災害保険金または災害高度障害保険金の請求手続)

第7条 保険契約者または災害高度障害保険金の請求手続については、団体定期保険こども特約条項の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の請求手続に関する規定を準用します。この場合、その提出書類には不慮の事故であることを証する書類を付することを要します。

(災害保険金または災害高度障害保険金の支払の時期および場所)

第8条 災害保険金または災害高度障害保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

(猶予期間中の保険事故)

第9条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している保険料がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、災害保険金または災害高度障害保険金を支払います。

(災害保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合)

第10条 当社は、この特約の被保険者が次の各号のいずれかによって災害保険金または災害高度障害保険金の支払事由に該当した場合には、災害保険金または災害高度障害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者またはその被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人であるときは、当社は、その残額をその他の受取人に支払います。
- (3) その被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) その被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- (5) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (8) 地震、噴火または津波によるとき
- (9) 戦争その他の変乱によるとき

2. 前項第8号または第9号の事由によって死亡し、または高度障害状態になったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、当社は、その程度に応じ、災害保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特約の解約)

第11条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第12条 災害割増特約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅し

た災害割増特約の被保険者が扶養するこの特約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

2. こども特約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部またはその被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(災害保険金額の増減)

第13条 保険契約者は、この特約の災害保険金額のみを保険期間の途中で変更することはできません。ただし、こども特約の特約死亡保険金額が保険期間の途中で変更された場合に限り、主約款の保険金額の変更に関する規定を準用して、この特約の災害保険金額を変更することができます。

2. 前項の場合に、同一の被保険者について、この特約の災害保険金額がこども特約の特約死亡保険金額をこえることとなるときには、この特約の災害保険金額も同時にこども特約の特約死亡保険金額以下に減額することを要します。

3. 災害割増特約の災害保険金額が減額された場合に、災害割増特約の被保険者およびその被保険者が扶養するこの特約の被保険者について、災害割増特約の災害保険金額をこの特約の災害保険金額がこえることとなるときには、第1項の規定にかかわらず、この特約の災害保険金額も同時に災害割増特約の災害保険金額以下に減額することを要します。

(特約の更新)

第14条 この特約は、主契約、災害割増特約およびこども特約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(こども特約および主約款の規定の準用)

第15条 この特約に別段の定めがない場合には、こども特約の規定を準用します。ただし、こども特約に定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

<別表1>

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、下表中の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤え

	ん<嚥><吸引> (W78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W79) および気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) (注1)	(注2)
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	(注2)
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの (注3)	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外	



<p>科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）</p>	
---	--

（注1）次の（1）および（2）は含まれません。

（1）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎

（2）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

（注2）疾病の診断、治療を目的としたものは除外されます。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

備考<別表1>

「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

<別表 2 >

対象となる高度障害状態

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの</li><li>2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの</li><li>3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li><li>4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li><li>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li><li>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li><li>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li><li>8. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li></ol> |
|--|

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音・歯舌音・口蓋音・こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または、上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節・ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節・ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

#### <別表3>

##### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean - Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含めます。

